

主治医の皆様へ

関西外国語大学

関西外国語大学短期大学部

病状証明書（出席停止）の記入について（依頼）

主治医の先生方におかれましては、ご多忙のところお手数ですが、通学許可が出次第下記証明書にご記入の上、封入し学生に交付して頂きますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

関西外国語大学 中宮キャンパス 保健管理センター TEL:072-805-2801(代表)

御殿山キャンパス 保健管理センター TEL:072-805-2701(代表)

病状証明書（出席停止）

関西外国語大学様

関西外国語大学短期大学部様

所属	※いずれかに○付ける	学部・短大 大学院		学部	
	学年		クラス	学籍番号	
氏名・性別	／ 男・女				
生年月日	年 月 日 生				

※上記太枠内は学生本人が記入すること。

初診日	年 月 日	受診科名	
傷病名			
出席停止期間	年 月 日 ~	年 月 日	
感染症分類 ※該当するものに必ず ○を付けて下さい	※学校保健安全法施行規則 第十八条 の区分 別紙参照 第一種 ・ 第二種 ・ 第三種		
備考			

上記の通り証明致します。

年 月 日

所在地

病院・医院名

医師名

印

(お手数ですが、ゴム印または病院の公印で証明の上、封入願います。)

◎学生へ：内容により受理できない場合もあります。予めご了承ください。

公欠申請について

1. 感染症(学生細則第36条第2項第7号)・・・出席停止期間が明記された診断書が必要

学校保健安全法施行規則第十八条に定める感染症(以下「感染症」という)と診断された場合は、医師の通学許可が出るまで登校できない。医師の診断書に基づき、発病から通学許可が出るまでの期間を公欠とする。通学許可が出次第、医療機関の証明書(診断書)または本学所定の病状証明書を提出するものとする。

学校保健安全法施行規則 第十八条

(感染症の種類)

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)
- 二 第二種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
- 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項 から第九項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。